

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	NHKをめぐる国会議論 －放送開始 100 年の節目に当たって－
著者 / 所属	嶋内 睦起 / 総務委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	478 号
刊行日	2025-9-29
頁	48-60
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20250929.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

NHKをめぐる国会議論

— 放送開始100年の節目に当たって —

嶋内 睦起

(総務委員会調査室)

1. はじめに
2. NHKをめぐる主な動きと国会議論
 - (1) インターネットサービスをめぐる動き
 - (2) 「NHK経営計画（2024-2026年度）」の策定・修正と事業収支
 - (3) ラジオ国際放送における不適切事案
 - (4) 暫定予算の編成
3. おわりに

1. はじめに¹

令和7年3月22日、日本のラジオ放送開始から100年の節目を迎えた。放送開始のきっかけとなったのは、大正12(1923)年9月1日に発生した関東大震災であると言われている²。当時、情報伝達機能が失われた被災地では、人々の不安が流言飛語を生み、大きな混乱が生じたことから、放送の必要性が認知されるようになったとされている。しかし、それから100年が経過した現在においても、偽情報・誤情報が社会的な問題となるなど、情報流通の在り方には課題が残る。こうした中、日本放送協会（以下「NHK」という。）は、情報流通を担う公共放送の主体として、その役割や責任が問われていると言える³。

そのNHKが作成する各事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画（いわゆるNHK

¹ 本稿は令和7年9月8日までの情報を基に執筆している（URLの最終アクセスの日付は、いずれも同日）。

² NHK「NHKラジオ放送史」〈<https://www.nhk.or.jp/archives/history/r-hososhi/01/>〉

³ NHKの稲葉会長は、令和7年3月25日に行われた定例記者会見の冒頭において、放送開始100年を踏まえ「「本当のことを知りたい」という人々の思いは、100年前以上に、より一層強まっているのではないかと切実に感じて」とし、「それは、SNSなどで真偽の定かでない情報が氾濫した結果、むしろかえって本当のこと、確かな情報を入手しにくくなってしまったからではないか」と発言した。また、「そうした状況の中で、私たち報道機関が担うべき役割、あるいは使命は、ますます重要性を増していると感じています」と発言した（NHK「稲葉延雄会長 3月定例記者会見要旨」（令7.3.25）〈<https://www.nhk.or.jp/info/pr/optalk/assets/pdf/kaichou/k2503.pdf>〉）。

予算)は、総務大臣の意見を付すとともに、NHKの中期経営計画を添え、内閣を経由して国会に提出し、その承認を得る必要があるとされている⁴。令和7年度NHK予算は、令和7年1月8日に開かれたNHKの経営委員会での議決を経て、同日、総務大臣に提出された。

その後、同予算は同年2月14日に国会へ提出され、3月18日及び翌19日の衆議院総務委員会での審査を経て、同月21日の衆議院本会議において多数をもって承認され、参議院に送付された。参議院においては、令和6年度末日までに承認を得られず、4月1日の総務委員会での審査を経て、同日の本会議において多数をもって承認された。なお、衆議院、参議院それぞれの総務委員会において、附帯決議が付された⁵(以下、令和7年度NHK予算に対して参議院総務委員会が付した附帯決議を「参議院の附帯決議」という。)

本稿では、NHKをめぐる主な動きと同予算の国会審議における主な議論を紹介する。

2. NHKをめぐる主な動きと国会議論

(1) インターネットサービスをめぐる動き

ア NHKの業務範囲

NHKの業務は放送法(昭和25年法律第132号)に規定されており、①国内ラジオ放送、国内テレビジョン放送、調査研究、国際放送など、その実施が義務付けられている必須業務(第20条第1項)、②放送番組のインターネット配信、外国放送事業者への放送番組の提供など、その実施の有無がNHKの判断に委ねられている任意業務(同条第2項)、③前2項の業務の円滑な遂行に支障のない範囲で行える目的外業務(同条第3項)に区分されている。

イ 令和6年放送法改正

第213回国会(令和6年常会)において、NHKの放送番組をテレビ等の放送の受信設備を設置しない者に対しても継続的かつ安定的に提供するため、現在は任意業務に位置付けられている放送番組の同時配信等の一部インターネット配信業務を、令和7年10月以降、NHKの必須業務とすること等を内容とする「放送法の一部を改正する法律」(令和6年法律第36号。以下「令和6年改正放送法」という。)が成立した(図表1参照)。

インターネットを通じた放送番組等の配信のうち、令和6年改正放送法により、令和7年10月以降、必須業務となる範囲は、①放送番組の同時配信⁶、②放送終了から1週間の見逃し・聴き逃し配信⁷、③番組関連情報(放送番組と密接な関連を有する情報であって、放送番組の編集上必要な資料によるもの)の配信である(以下「必要的配信業務」という。)。番組関連情報の配信については、NHKに業務規程の策定・公表を義務付け

⁴ 放送法(昭和25年法律第132号)第70条第1項及び第2項

⁵ 衆参の附帯決議については、それぞれ衆議院ウェブサイト<https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/soumuEC9D97E3A307994D49258C5200201573.htm>、参議院ウェブサイト<https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/217/f064_040101_1.pdf>を参照。

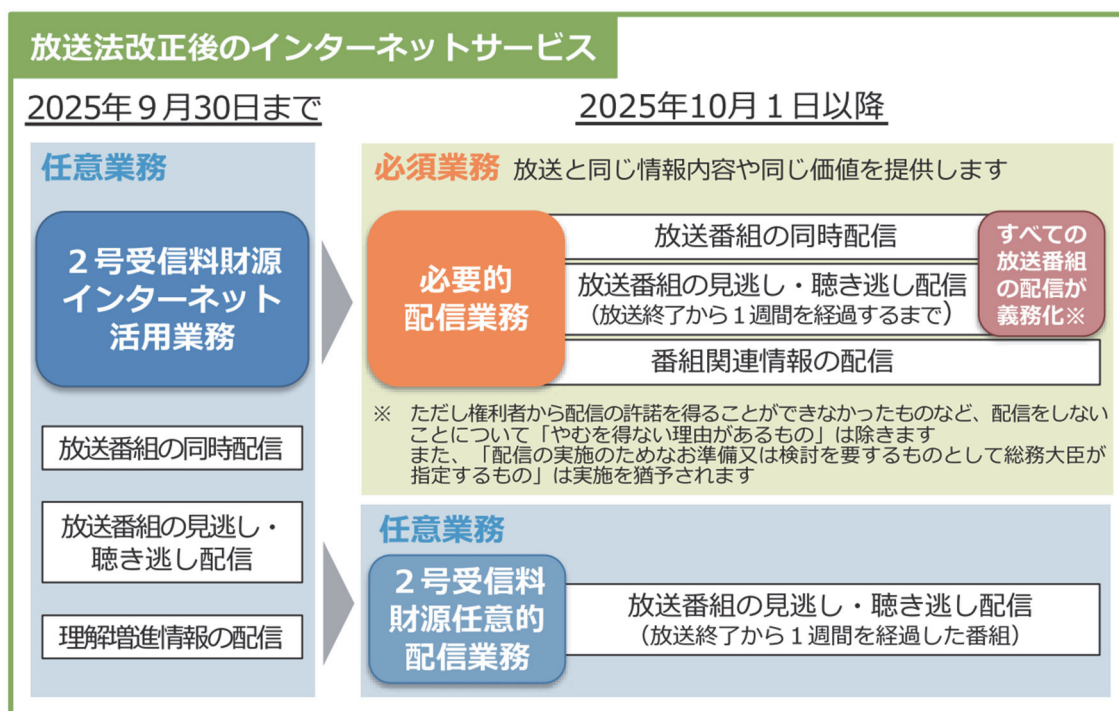
⁶ 権利者から配信の許諾を得ることができなかったものなど、配信をしないことについて「やむを得ない理由があるもの」は除く。

⁷ 同上。

るとともに、その実施状況を定期的に評価すること等を義務付けており、その業務規程の内容も、民間放送事業者等との公正な競争環境を確保するものでなければならないとされている。

なお、放送終了後1週間を経過した放送番組の配信等は、任意的配信業務として、引き続き、現在と同様の任意業務に位置付けられることとなった。

図表1 令和6年改正放送法施行後のインターネットサービス



（出所）NHK「2025年度（令和7年度）収支予算と事業計画の説明資料」

また、令和6年改正放送法では、受信料の公平負担を確保するため、テレビ等の放送の受信設備を設置した者と同等の受信環境にある者として、NHKが必須業務として行う放送番組の同時配信等の受信を開始した者をNHKとの受信契約の締結義務の対象とする⁸。

ウ NHK経営計画（2024-2026年度）の修正

令和6年改正放送法により、放送番組の同時配信等が令和7年10月以降、必須業務となることなどを踏まえ、令和7年1月、NHKは経営計画（後掲2.（2）ア参照）の修正を行った（以下「修正計画」という。）⁹。修正計画ではNHKの基本的な考え方とし

⁸ 令和7年6月、NHKは令和6年改正放送法等に対応するため、「日本放送協会放送受信規約」及び「日本放送協会放送受信料免除基準」の変更について総務大臣に認可申請を行い、翌月、認可が行われた。変更内容についてはNHKウェブサイト<https://www.nhk.or.jp/info/otherpress/pdf/2025/20250624_2.pdf>を参照。

⁹ NHK「NHK経営計画（2024-2026年度）＜2025年1月修正＞」（令7.1.8）<https://www.nhk.or.jp/info/pr/plan/assets/pdf/2024-2026_keikaku_syuusei.pdf>

て、①放送経由でも、ネット経由でも、同等の、変わらない、同一の価値、同一の受益をもたらすこと、②ネット経由でのみ受信している場合にも、放送経由で受信している場合と同様の費用負担をお願いすること、を挙げている。

エ 主な国会議論

(ア) インターネット時代における役割と責任

インターネットが普及し、ソーシャルメディアの影響力が増加する中、インターネット上ではフェイクニュースが氾濫しているとして、こうした時代における公共放送の役割と責任が問われた。それに対し、NHKの稲葉会長は、「NHKは、受信料という独立した財政基盤を持っておりまして、情報空間の健全性確保に向けた取組に一層力を入れていきたい」とし、正確で信頼できる情報を放送と同様にインターネットにおいても提供することにより、「健全な民主主義の発達に資するという役割をしっかりと果たしてまいりたい」と答弁した¹⁰。

なお、参議院の附帯決議では、NHKに対して、「正確で信頼できる、社会の基本的な情報を発信するとともに、近年深刻化している「偽情報・誤情報の流通」を防止する取組等を通じて、健全な民主主義の発達に資するという放送の社会的使命を果たすこと」とされた。

(イ) 必要的配信に係る受信料負担と受信料収入への影響

令和7年10月以降、必要的配信業務を実施するに当たり、テレビを持たずインターネット配信のみを利用する者や、既に契約を締結している者の費用負担の在り方について質疑がなされた。それに対し、NHKは、インターネットサービスについて「その特性に応じて放送と同一の情報内容と価値を提供していくもの」とし、「テレビを持たずにNHKのインターネット配信のみを利用される方の受信契約は地上契約として扱い、料額は月額1,100円」となるとした。また、既にテレビを設置して地上契約や衛星契約を締結している者については、インターネット配信の受信を開始しても追加の負担を求めない旨答弁した¹¹。

また、質疑者からは、令和7年10月以降、必要的配信業務が開始されることによって、どの程度、受信料収入増加を見込むのかが問われ、NHKは、同月以降、テレビを持たず、インターネット配信のみを利用する者からの受信料収入として、令和7年度は半期（10月～3月）で1億円程度、令和8年度は通期で2億円程度を見込んでいるとした¹²。

(ウ) 誤受信防止措置の在り方

改正後（令和7年10月以降）の放送法第20条の3第9項において、NHKは、必要的配信業務の実施に当たっては、「必要的配信の受信を開始しようとする者に対して通信端末機器の操作を求める措置その他の特定必要的配信の受信を目的としない者が誤ってその受信を開始することを防止するための措置を講じなければならない」とされ、受信契約を締結していない者によるフリーライドを防止するための措置（誤受信防止措置）

¹⁰ 第217回国会衆議院総務委員会議録第8号8頁（令7.3.18）

¹¹ 第217回国会衆議院総務委員会議録第8号13頁（令7.3.18）

¹² 第217回国会参議院総務委員会議録第6号16頁（令7.4.1）

を講ずることが規定されている。NHKは、フリーライドを防止するため、「アカウント登録や受信契約の確認を促すメッセージなど」を画面上に表示するとしている¹³。

一方、現状では、災害時に無料でNHKのインターネット配信を視聴可能であることを踏まえ、災害時における誤受信防止措置の有無が問われた。それに対し、NHKは、平常時の必要的配信業務については、誤受信防止措置において受信契約が必要であることを確認するとした上で、「公衆の生命又は身体の安全の確保のために必要な情報についてはそういった手続を踏まず、受信契約の必要もない形でお届けできると法令で規定¹⁴」されていることから、「大規模災害などの緊急時には受信契約の有無にかかわらず緊急報道をお届けできるようにすることを想定」しているとした¹⁵。

さらに、選挙報道における誤受信防止措置の有無についても質疑がなされたが、稲葉会長は、一般に、選挙報道は、「公衆の生命又は身体の安全の確保のために必要な情報というものには当たらない」ため、「誤受信防止措置を講じることになる」とした¹⁶。

(エ) 災害時におけるインターネットサービスの活用

質疑者からは、スマートフォンなどを用いた公共放送ならではの災害情報の提供の在り方が問われた。それに対し、NHKは、令和7年10月以降の必要的配信業務では、「スマートフォン向けの公式アプリなどで命と暮らしを守る正確な情報をお届けしていく予定」であるとした。また、スマートフォンの位置情報機能やプッシュ通知機能などを活用し、「どこで被害が出ているのか、危険な場所はどこなのか、避難所が開設されているのはどこなのか」といった情報を災害情報マップとして提供することを計画しているとした¹⁷。

オ 国会審議後の動き

令和7年6月、NHKは同年10月から新たに始まるインターネットサービスの内容を公表した¹⁸。放送番組の同時・見逃し配信、ニュース記事などの番組関連情報の配信といった各種サービスを統合した新たなウェブサイト「NHK ONE」を10月1日に開設するとしており、また、現行のアプリ版NHKプラス、ニュース・防災アプリ及び教育アプリ（for School）は後継アプリが登場し、新たにダウンロードすることで利用できるとしている。なお、前述のとおり、既に受信契約を締結している世帯では、別途の契約や追加の負担はないとしている。

(2) 「NHK経営計画（2024-2026年度）」の策定・修正と事業収支

ア NHK経営計画（2024-2026年度）の策定

放送法第71条の2第1項において、NHKは3年以上5年以下の期間ごとに中期経営

¹³ 第217回国会衆議院総務委員会議録第8号13頁（令7.3.18）

¹⁴ 放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第14条の13第2項（令和7年10月1日施行）

¹⁵ 第217回国会衆議院総務委員会議録第8号14頁（令7.3.18）

¹⁶ 第217回国会衆議院総務委員会議録第8号14頁（令7.3.18）

¹⁷ 第217回国会参議院総務委員会議録第6号17頁（令7.4.1）

¹⁸ NHK「10月から始まるNHKのインターネットサービス 名称・ロゴ決定！」（令7.6.18）〈<https://www.nhk.or.jp/info/otherpress/pdf/2025/20250618.pdf>〉

計画を定め、これを公表しなければならないとされている。

同法に基づき、令和6年1月の経営委員会において、「NHK経営計画（2024-2026年度）」が議決された（以下「当初計画」という。）¹⁹。

当初計画では、令和5年10月に実施された受信料値下げ等の影響により、令和8年度まで赤字予算が続く見込みであるものの、収支差額（不足）を還元目的積立金²⁰から補填する形で、計画的に対応・解消していくとしている。

また、音声波（ラジオ）を令和8年度に3波（R1・R2・FM）から2波（新AM・新FM）へ再編するなど、メディアの整理・削減を行うとともに、コンテンツの総量削減、設備投資の大幅削減等により、令和9年度の収支均衡を目指すとした。

イ NHK経営計画（2024-2026年度）の修正と令和7年度NHK予算

修正計画においては、必要的配信業務の実施に伴う修正に加え、収支計画についても修正が行われ、令和6年度から令和8年度までの事業収支の見通しについて、受信料収入の改善や昨今のインフレ等を加味し、令和7年度及び令和8年度の事業収支がそれぞれ100億円ずつ増額された。

図表2 修正前と修正後の収支計画

【修正前】		単位：億円		【修正後】		単位：億円	
区分 (億円)	2024年度	増減	2025年度	増減	2026年度	増減	
事業収入	6,021	△418	5,934	△87	5,945	11	
うち受信料	5,810	△429	5,730	△80	5,655	△75	
事業支出	6,591	△128	6,334	△257	6,195	△139	
事業収支差金	△570	△290	△400	170	△250	150	
還元原資による 補填	570	—	400	—	250	—	

区分	2024年度	増減	2025年度	増減	2026年度	増減	
事業収入	6,021	△418	6,034	13	6,045	11	
うち受信料	5,810	△429	5,800	△10	5,725	△75	
事業支出	6,591	△128	6,434	△157	6,295	△139	
事業収支差金	△570	△290	△400	170	△250	150	
還元原資による 補填	570	—	400	—	250	—	

（出所）NHK「NHK経営計画（2024-2026年度）」（左図）、「NHK経営計画（2024-2026年度）＜2025年1月修正＞」（右図）に一部加筆

修正計画と同日に公表された令和7年度NHK予算の収支予算（一般勘定）は、事業収入が6,034億円（前年度比13.8億円増）、事業支出が6,434億円（同156.9億円減）、事業収支差金は400億円の赤字となり、3年連続の赤字予算となった²¹。

同予算に対して付された総務大臣の意見では、その執行に当たって、「公共放送として提供する放送番組の質を維持しつつ、引き続き、公共放送の役割を果たすために必要な事業規模について不断の見直しを行い、事業経費の一層の合理化・効率化に取り組むと

¹⁹ NHK「NHK経営計画2024-2026年度」（令6.1.9）〈https://www.nhk.or.jp/info/pr/plan/assets/pdf/2024-2026_keikaku.pdf〉

²⁰ 令和4年に成立した「電波法及び放送法の一部を改正する法律」（令和4年法律第63号）によって、①NHKは決算においてプラスの事業収支差金が生じたときは、当該収支差金のうち、財政安定のために留保する一定額（総務省令で上限を規定）を除いて還元目的積立金として積み立てなければならないとともに、②中期経営計画の期間中に積み立てられた還元目的積立金は、原則として次の中期経営計画において受信料の値下げの原資等に充てなければならないこととされた。

²¹ NHK「2025年度（令和7年度）収支予算と事業計画の説明資料」（令7.1.8）〈<https://www.nhk.or.jp/info/pr/yosan/assets/pdf/2025/siryou.pdf>〉

ともに、受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組を着実に進め、受信料収入と事業規模との均衡を早期に確保していくことが求められる」とされた²²。

ウ 主な国会議論

(ア) 収支均衡達成に向けた取組

NHKが令和9年度の収支均衡を掲げていることを踏まえ、質疑者からは、その達成に向けた具体的取組について問われた。それに対し、稲葉会長は、事業支出の削減のため、「放送波の削減、あるいは設備投資の大幅な縮減を行うほか、既存業務の大胆な見直し」を行うとし、「番組経費や営業経費への切り込み、あるいはまた既存のデジタルコンテンツの見直しなどを計画している」と答弁した。一方、事業収入については、「新たな営業アプローチ²³の推進など」により、「受信料収入の改善や財務収入の増加など」に努めると答弁した²⁴。

また、事業支出改革の一環として、衛星波及び音声波の整理・削減等が経営計画で掲げられていることを踏まえ、コンテンツの削減によるサービスの低下に対する懸念について、NHKの見解が問われた。それに対し、NHKは、「支出削減ありきではなくて、コンテンツの質と量を確保しながらサービスレベルを落とさぬように、収支均衡に向けて計画的、段階的に増収の確保と支出削減を両立する構造改革に丁寧に取り組んでいく」と答弁した²⁵。

(イ) 修正計画における収支増額の影響

修正計画では、当初計画と比べて、令和7年度、令和8年度の事業収入及び事業支出がそれぞれ100億円ずつ増額され、令和8年度の事業支出は6,295億円となった（図表2参照）。

一方、NHKが修正計画と同日に公表した「受信料及び収支の見通しの算定根拠」²⁶では、令和9年度の事業支出額は修正前と同額の5,770億円であり、令和8年度から同9年度にかけて削減するとされている事業支出額は、100億円増の525億円となった。このことを踏まえ、質疑者からは令和9年度の収支均衡の実現可能性について問われた。それに対し、稲葉会長は、当該修正計画の計画期間（令和6年度～同8年度）における収支を上方修正したために、令和9年度の支出削減額は大きくなったように見えるが、同年度は計画期間外であり、同年度については別途、事業収入、事業支出をしっかりと次期中期経営計画の中で精査して定めるべきと考える旨を答弁した²⁷。

(ウ) 事業支出改革と職員の待遇

質疑者からは、事業支出削減による職員のリストラや処遇の改悪に対する懸念について問われた。それに対し、NHKは、「現場の実態を踏まえて計画的に見直しを行うこと

²² 総務省「日本放送協会令和7年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見」（令7.2.7）〈https://www.soumu.go.jp/main_content/000990787.pdf〉

²³ デジタル、書面、対面などの施策や企業との連携などによって受信料を確保するための取組。

²⁴ 第217回国会参議院総務委員会会議録第6号13頁（令7.4.1）

²⁵ 第217回国会衆議院総務委員会会議録第9号9頁（令7.3.19）

²⁶ NHK「NHK経営計画（2024-2026年度）＜2025年1月修正＞における受信料及び収支の見通しの算定根拠」（令7.1.8）〈https://www.nhk.or.jp/info/pr/plan/assets/pdf/2024-2026_santei_syuuusei.pdf〉

²⁷ 第217回国会衆議院総務委員会会議録第8号9頁（令7.3.18）

は重要であり、職員のモチベーションが下がらないように十分留意しながら進めていきたい」とした上で、予算の削減が人件費の削減や地方の切捨てにつながらないように努める旨を答弁した²⁸。

なお、参議院の附帯決議では、「協会は、経営改革に当たっては、職員の雇用の確保及び処遇の改善に十分配慮し、特に職員給与の決定においては、業務量の増加及び人員の削減に起因する職員の負担の増大、民間企業における賃金や物価高騰等を踏まえ、適正な水準とすること。また、この趣旨を踏まえ、関連団体の従業員や委託先の者の勤務条件の向上に配慮すること」とされた。

（エ）地域放送番組費等の減少

令和5年度と令和7年度のNHK予算を比較すると、地域放送番組費が13.6億円減少、1日当たりの地域向け放送時間（総合テレビジョン）は1時間15分減少していることから、地域放送の縮小に対するNHKの見解が問われた。

それに対し、NHKは、令和7年度は「全体の支出削減によって地域放送向けの制作費も縮減する中で、地域放送局が地域向けに制作、放送する番組の枠を部分的に縮小する」とした一方、「厳しい財政状況の中でも価値の源泉である取材、制作の基盤的資源への投資」により、「地域放送局は、災害対応と地域取材を基軸に、一律化することなく、それぞれの地域に合った形態で多様なサービスを展開していくという方針はいささかも揺るぎがなく、これまで同様に堅持」とすると答弁した²⁹。

また、地域の課題や魅力を取り上げた全国放送番組の増加や全国放送番組を地域向けに再編集した番組の拡充など、地域放送局と本部が連携して地域の活性化に貢献する多彩な番組を制作、編成することを通じて、「支出削減に伴い番組費を削減する中でも、地域向けの放送サービスは質、量共に維持し、視聴者の期待に応えてまいりたい」とした³⁰。

（オ）NHKの開発技術を用いた収益獲得

NHKは、放送法第20条第1項第3号において、「放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと」とされており、8K技術などの研究開発を行ってきた。

質疑者からは、そうしたNHKの開発技術を用いて副次収入の増加につなげることについての見解が問われた。それに対し、NHKは、研究開発を行っているNHK放送技術研究所は放送法に基づく公共放送の研究機関であることから、「開発した技術については、適正な対価を得て公平に社会に還元」とし、8K技術については「その超高精細な特徴を利用して、医療や芸術、文化財への活用のほか、防災や教育などにも活用を広げて」おり、「引き続き、関連団体とも、この技術が活用できる分野の開拓を進めて」といくと答弁した³¹。

²⁸ 第217回国会衆議院総務委員会議録第8号13頁（令7.3.18）

²⁹ 第217回国会衆議院総務委員会議録第8号9～10頁（令7.3.18）

³⁰ 第217回国会衆議院総務委員会議録第8号10頁（令7.3.18）

³¹ 第217回国会参議院総務委員会議録第6号18頁（令7.4.1）

(3) ラジオ国際放送における不適切事案

ア 事案の発生と対応

NHKでは、放送法第20条第1項に定める必須業務として、国際放送が実施されており、テレビ、ラジオ、インターネットを通じて、様々な言語で世界に向けた情報発信が行われている。

そうした中、NHKのラジオ国際放送などの中国語ニュースで、中国籍の外部スタッフが、沖縄県の尖閣諸島の帰属などをめぐって、原稿にはない、日本政府の公式見解とは異なる発言を行う事案が令和6年8月19日に発生した³²（以下「本事案」という。）。

同年9月10日、NHKは、本事案について、自ら定めた国際番組基準に抵触するなど、放送法で定められた責務を果たせなかったとして、役職員の処分や再発防止策などをまとめた調査報告書を公表した³³。また、翌11日、総務省は、本事案が番組基準の策定等を定めた放送法第5条第1項の規定に抵触すると認定し、NHKに対して行政指導を行い、再発防止策の徹底とその遵守状況の公表を求めた³⁴。

その後、令和7年1月8日、NHKは「ラジオ国際放送問題を受けた再発防止の取り組みについて」³⁵を公表し、令和6年9月の調査報告書に盛り込んだ緊急対応訓練や事前収録の実施などの短期施策については、同年12月末までに全て完了したとした。さらに、令和7年度は、AI等を活用した国際放送全体におけるより効率的な業務フローの構築などの中期的な改革に取り組み、“質的充実”とともに、リスクの管理の向上を図り、ガバナンス強化を進めながら、国際発信を再強化し、「日本の視座」を発信していくとしており、同日に公表された修正計画にも同趣旨の記載が盛り込まれた。

イ 主な国会議論

(ア) 中国籍外部スタッフへの対応

NHKは本事案への対応について、「当該外部スタッフが故意にNHK国際番組基準に抵触する発言を行った」ものであり、「発生当日に業務委託先のNHKグローバルメディアサービスと協議して、直ちに契約を解除」することを決め、本人に通知したと答弁した³⁶。

さらに、NHKは、当該スタッフに対する訴訟に関し、民事訴訟については、当該スタッフを被告とする損害賠償請求訴訟を令和6年9月、東京地方裁判所に提起したとし、当該スタッフが既に日本を出国したことなどから、「海外での住所や居所が分からないことや本人とメール等での連絡が取れない状況などを踏まえ、裁判所が訴状を公示送達

³² NHK「NHKラジオ国際放送などでの不適切発言について」（令6.8.19）〈<https://www.nhk.or.jp/info/otherpress/pdf/2024/20240819.pdf>〉

³³ NHK「ラジオ国際放送問題への対応について」（令6.9.10）〈https://www.nhk.or.jp/info/otherpress/pdf/2024/20240910_1.pdf〉

³⁴ 総務省「日本放送協会ラジオ国際放送等に関する問題について」（令6.9.11）〈https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu07_02000291.html〉

³⁵ NHK「ラジオ国際放送問題を受けた再発防止の取り組みについて」（令7.1.8）〈<https://www.nhk.or.jp/info/otherpress/pdf/2024/20250108.pdf>〉

³⁶ 第217回国会衆議院総務委員会議録第8号18頁（令7.3.18）

する」とした³⁷。刑事告訴については、「警視庁に相談した内容なども踏まえ、様々な観点から慎重に検討を進めて」いるとした³⁸。

(イ) 外国籍スタッフの採用基準

本事案を踏まえ、質疑者からは、NHK国際放送に従事する外国籍スタッフの採用基準や採用における再発防止策について問われた。それに対し、NHKは「多様な人材による貢献が公共放送の使命達成に必要」とする観点から、人物本位の採用を行っており、労働関係法令に基づく外国人の雇用などに関する指針等において、国籍を理由とする差別的取扱いが適切ではないとされていることから、職員やスタッフの募集時は国籍を不問としている旨を答弁した³⁹。

また、国際放送における外国人スタッフとの契約に当たっては、「放送ガイドラインや国際番組基準などを遵守するということを確認した上で、NHKの国際放送の業務に従事する適性があるかどうか」を判断しているとした⁴⁰。

加えて、外国人スタッフに対する業務上のルールなどの徹底やNHK本体が外部スタッフと直接契約することによって、翻訳内容の品質管理やリスク管理に万全を期す旨、答弁した⁴¹。

ウ 国会審議後の動き

令和7年7月のメディア総局長定例記者会見⁴²において、NHKがこれまで関連団体（株式会社NHKグローバルメディアサービス）に業務委託してきた言語の外部スタッフについて、同年11月以降、国際放送局が直接契約を結ぶこととし、より緊密なコミュニケーションを取り、リスク管理を行っていくとした。また、17言語によるラジオ国際放送は、言語数は維持しつつ、質的な充実を図るとし、中国語ニュースでは、十分なチェック体制を確立するため、放送時間の見直しなどを行い、AI音声による読み上げを令和7年度から本格的に開始したとした。

なお、NHKが令和6年9月に提起した中国籍の元外部スタッフに対する民事訴訟の判決について、令和7年9月1日、東京地方裁判所は同スタッフに対し1,100万円の支払を命じた⁴³。

(4) 暫定予算の編成

ア 暫定予算の認可

放送法第71条では、毎事業年度のNHK予算について「国会の閉会その他やむを得ない理由により当該事業年度の開始の日までにその承認を受けることができない場合においては、三箇月以内に限り、事業の経常的運営及び施設の建設又は改修の工事（国会の

³⁷ 第217回国会参議院総務委員会会議録第6号12頁（令7.4.1）

³⁸ 第217回国会参議院総務委員会会議録第6号12頁（令7.4.1）

³⁹ 第217回国会衆議院総務委員会会議録第8号19頁（令7.3.18）

⁴⁰ 第217回国会衆議院総務委員会会議録第8号19頁（令7.3.18）

⁴¹ 第217回国会衆議院総務委員会会議録第8号19頁（令7.3.18）

⁴² NHK「山名啓雄メディア総局長7月定例記者会見要旨」（令7.7.30）〈<https://www.nhk.or.jp/info/pr/toptalk/assets/pdf/soukyoku/s2507.pdf>〉

⁴³ 『産経新聞』（令7.9.2）等

承認を受けた前事業年度の事業計画に基づいて実施したこれらの工事の継続に係るものに限る。)に必要な範囲の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、総務大臣の認可を受けてこれを実施することができる」とされている(いわゆる暫定予算)。

例年、NHKの経営委員会は、当該事業年度のNHK予算が前事業年度の末日までに国会の承認を受けることができない場合に備え、経常的な事業運営に支障を来さないよう、暫定予算の認可申請を行うことを議決している⁴⁴。

令和7年3月25日に開催された経営委員会では、令和7年度の暫定予算の期間を同年4月1日から同年4月30日までの1か月として、その認可申請が議決された⁴⁵。

その後、3月28日、NHKから総務大臣に対して暫定予算の認可申請が行われ、本予算の承認に先立ち、4月1日付けで認可が行われたが⁴⁶、同日の参議院本会議におけるNHK予算の承認をもって暫定予算は失効した⁴⁷。

なお、放送法第71条第3項において、総務大臣は、暫定予算を認可したときは、事後にこれを国会に報告しなければならないとされており、令和7年4月8日、内閣を経由して総務大臣から、衆議院、参議院それぞれに対して同項に基づく報告書が提出された⁴⁸。

イ 主な国会議論

令和7年度のNHK予算は、45年ぶりに前事業年度末日までに国会承認を受けることができなかったため、参議院では暫定予算に関する放送法の規定とその解釈等について質疑が行われた。

(ア) 過去の事例

放送法の規定に基づき暫定予算の制度が利用された過去の事例として、昭和51年度NHK予算、昭和55年度同予算の2例がある。

総務省は、過去2度にわたり、NHK予算が前事業年度末日までに国会承認を受けられなかった理由として、昭和51年度⁴⁹については「同年2月に発覚したロッキード事件の国会への影響」、同55年度⁵⁰については「受信料支払を義務化する放送法改正案の取扱いをめぐる調整に時間を要し、例年に比べてNHK予算の国会への提出が遅延をしたこと」を挙げた⁵¹。

⁴⁴ 経営委員会における暫定予算の認可申請の議決は、当該事業年度に係るNHK予算の国会承認を解除条件として付しており、NHK予算が国会で承認されると効力を失うこととされている。また、認可申請については、会長が諸情勢を判断の上、決定することとされている。

⁴⁵ NHK「日本放送協会第1467回経営委員会議事録」(令7.3.25)〈<https://www.nhk.or.jp/keiei-iinkai/giji/g1467.html#05-1>〉

⁴⁶ 総務省「日本放送協会令和7年度暫定収支予算、事業計画及び資金計画の認可」(令7.4.1)〈https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu07_02000308.html〉

⁴⁷ 放送法第71条第2項において、暫定予算は、当該事業年度に係るNHK予算の承認があったとき、失効するものとされている。

⁴⁸ 報告書の内容は、衆議院ウェブサイト〈[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/gian_hokoku/20250408nhkzantei.pdf/\\$File/20250408nhkzantei.pdf](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/gian_hokoku/20250408nhkzantei.pdf/$File/20250408nhkzantei.pdf)〉を参照。

⁴⁹ 昭和51年度NHK予算は、昭和51年2月4日に国会へ提出され、5月13日に衆議院本会議で承認された後、同月24日に参議院本会議で承認された。

⁵⁰ 昭和55年度NHK予算は、昭和55年3月17日に国会へ提出され、4月17日に衆議院本会議で承認された後、同月25日に参議院本会議で承認された。

⁵¹ 第217回国会参議院総務委員会会議録第6号6頁(令7.4.1)

(イ)「国会の閉会その他やむを得ない理由」の解釈と令和7年度の事例

総務省は、放送法第71条第1項に定める「国会の閉会その他やむを得ない理由」とは「国会の閉会や審議日程等によってNHKの収支予算等が議了し得ない場合」とであると、今回の事例は「その理由に該当するもの」と答弁した⁵²。

第217回国会では、令和7年度の国の予算案が衆議院で修正議決された後、参議院でも再度修正議決され、衆議院に回付後の3月31日午後、衆議院本会議において参議院回付案に対する同意が行われたことで成立しており、このような国会全体の審議日程が調整される中で、参議院におけるNHK予算の審議が例年よりも遅い日程となった。

(ウ) 暫定予算で実施できる事業範囲

放送法第71条第1項では、暫定予算で実施できる事業の範囲を「事業の経常的運営及び施設の建設又は改修の工事（国会の承認を受けた前事業年度の事業計画に基づいて実施したこれらの工事の継続に係るものに限る。）に必要な範囲」としている。

総務省は、「必要な範囲」とは、NHKにおける新規事業を除く経常的な事業や国会において承認された前事業年度の予算等に基づき行われる工事を継続する場合が含まれる旨を答弁した⁵³。

そこで、質疑者からは、NHKが令和7年度の暫定予算において実際に計上した事業について問われ、稲葉会長は、令和6年度から継続する施設の建設、改修の工事、令和6年度に着手済みのインターネット業務の必須業務化準備対応事項、情報棟整備、移転関連事項などを計上したと答弁した⁵⁴。

一方、稲葉会長は、暫定予算では、令和7年度に新たに着手する「施設の建設又は改修の工事」、「インターネット業務の必須業務化準備対応として予定されている認証関連整備、アプリ開発などの業務」、「新放送センター情報棟の整備、移転関連業務」等に取り組むことができないとし、仮に大規模な災害が発生した場合、暫定期間に応じて計上している国内放送費及び予備費では予算が不足し、緊急報道に対応できなくなるなど、「命と暮らしを守るNHKの使命を十全に果たせないおそれがある」とした⁵⁵。

(エ) NHK予算の効力発生日

放送法第71条第1項では、毎年度のNHK予算が「当該事業年度の開始の日」までにその承認を受けることができない場合に、暫定予算を実施することができるとされている。

総務省は、「当該事業年度の開始の日」は4月1日であるとし、NHK予算が4月1日に国会の承認を受ける場合、「承認が得られた時点で初めてその効力が発生する」ため、「同日のその時点前にNHKが実施した業務あるいはその業務に係る支出行為の根拠が認められず、業務の実施をすること自体が困難な状況になる」とした⁵⁶。そのため、「NHKの円滑な業務遂行に万全を期すためには、NHK予算については3月31日まで」に

⁵² 第217回国会参議院総務委員会会議録第6号6～7頁（令7.4.1）

⁵³ 第217回国会参議院総務委員会会議録第6号8頁（令7.4.1）

⁵⁴ 第217回国会参議院総務委員会会議録第6号8頁（令7.4.1）

⁵⁵ 第217回国会参議院総務委員会会議録第6号8頁（令7.4.1）

⁵⁶ 第217回国会参議院総務委員会会議録第6号7頁（令7.4.1）

国会の承認を得る必要があるとの認識を示した⁵⁷。

(オ) 暫定予算を最大三箇月としている理由

放送法第71条第1項では、毎年度のNHK予算が、当該事業年度の開始の日までに国会の承認を受けることができない場合、「三箇月以内」に限り暫定予算を作成し、総務大臣の認可を受けてこれを実施できるとされている。

総務省は、三箇月としている理由について、その程度の期間を設ければ、通常は国会での承認を得られるためであるとし、NHKの円滑な業務継続を期す観点から、法律上三箇月を超える想定はされていないことも踏まえ⁵⁸、国会審議をお願いする旨、答弁した⁵⁹。

3. おわりに

総務省が令和7年6月に公表した「令和6年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書」⁶⁰によると、若い世代ほどテレビの視聴時間が短く、かつ、インターネットの利用時間が長い傾向にある。

稲葉会長は、テレビ離れが進む現状を踏まえ、令和7年10月から始まる新たなインターネットサービスを通じて、「テレビの価値を改めて見直すきっかけを作りたい」とし、特に若い世代による「新たなテレビの楽しみ方」の発見に期待を寄せているとした⁶¹。

人々の情報源がテレビからインターネットへ変化する一方、特にインターネット上では、誰もが容易に情報発信できることなどによって、真偽の不確かな情報が多くあるとされていることから⁶²、正確で信頼できる情報の発信源として、NHKの役割や責任は、ますます大きくなっていると言える。

NHKが国民・視聴者から信頼される情報発信主体であり続けるためには、引き続き、新たなインターネットサービスの実施や国際放送におけるガバナンス確保など、各種取組を着実に進めることが求められており、今後の動向が注目される。

(しまのうち むつき)

⁵⁷ 第217回国会参議院総務委員会会議録第6号7頁（令7.4.1）

⁵⁸ 昭和51年4月22日の衆議院通信委員会において、郵政省（当時）は、NHK予算の国会承認がないまま三箇月が経過することは、「法律に予定しない異常な事態」であると答弁した。また、NHKは、そうした状況においては支出ができず、「仕事を中断せざるを得ない」とし、NHKの業務停止は「国民全体が希望しないところであろう」と答弁した（第77回国会衆議院通信委員会会議録第4号16頁（昭51.4.22））。

⁵⁹ 第217回国会参議院総務委員会会議録第6号8頁（令7.4.1）

⁶⁰ 総務省「「令和6年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書」の公表（令7.6.27）〈https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01iicp01_02000125.html〉

⁶¹ NHK「7月定例記者会見要旨」（令7.7.30）〈https://www.nhk.or.jp/info/pr/toptalk/assets/pdf/kaic_hou/k2507.pdf〉

⁶² 総務省「インターネット上に流通する真偽の不確かな情報」〈https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/special/fakenews/〉